

養育困難家庭の状況について

平成28年3月29日
下野市こども福祉課

1 養育困難家庭へのかかわり方・支援の概要

市では、こどもの安全・安定を最優先に考えながら、「こどもの保育」と「保護者への支援」の両立を目指しています。保護者と家庭の安定は、こどもの安定に欠かせません。

最近では、民間保育園にも養育困難家庭児童が在園しており同様の取り組みが行われています。

■ 支援の概要

- ・児童虐待を含む育児が困難な保護者に、保育園・こども福祉課・保健師等が連携して対応することにより、総合的な支援を目指しています。
- ・各家庭の事情や個々の問題に応じて比較的長い期間継続して支援しています。
- ・保護者の問題は、養育力、うつや統合失調症の精神疾患など多岐にわたります。
- ・DV被害者家庭に対しては、個人情報に十分配慮し支援しています。
- ・民間保育園からの相談に対応するなど、助言しています。

表1 保育園で継続的に保護者への支援をしている児童数（平成27年11月末現在）

（単位：人）

	支援の必要な保護者の養育する児童数	虐待等で児童相談所・保健師等との連携が必要な児童数	合計
公立保育園	42	9	51
民間保育園	0	1	1
合計	42	10	52

養育困難家庭の例

表2

事例	養育困難家庭の状況										
	複雑な家庭環境	貧困世帯	多子世帯	ひとり親世帯	養育力の低い親	養育力の低い家族	養育者(親)不在	児童の知的障がい	虐待	公的機関の介入	
										児童相談所(施設入所含む)	警察
A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
B	○	○		○	○	○			○	○	○
C	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○

※上記3例は特定の個人の事例ではありません。